



三井住友・日本株式ESGファンド

追加型投信／国内／株式



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社 ファンドの運用の指図等を行います。

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第399号

<委託会社への照会先>

ホームページ: <https://www.smd-am.co.jp>

コールセンター: 0120-88-2976

[受付時間] 午前9時～午後5時(土、日、祝・休日を除く)

受託会社 ファンドの財産の保管および管理等を行います。

三井住友信託銀行株式会社

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は左記の委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、左記の委託会社までお問い合わせください。

委託会社の概要

委託会社名

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

設立年月日

1985年7月15日

資本金

20億円(2026年6月30日現在)

運用する投資信託財産の
合計純資産総額

19兆1,911億円(2026年6月30日現在)

商品分類・属性区分

商品分類

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型	国内	株式

属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年1回	日本	ファミリー ファンド

※商品分類、属性区分は、一般社団法人資産運用業協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)をご覧ください。

- 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年8月27日に関東財務局長に提出しており、2026年8月28日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ファンドの目的



日本株式ESGマザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）への投資を通じて、日本の取引所に上場している株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指します。

ファンドの特色



1 主として、ESG投資の拡大が期待される日本株式を投資対象とします。

■ ESG投資とは、投資判断の際に

企業の環境（**E**nvironment）、社会（**S**ocial）、ガバナンス（**G**overnance）への取組みを考慮する投資手法です。

「ESGへの取組み」には、一般的に以下のような項目が該当します。

E: 温室効果ガスの排出削減、水資源の効率的な利用 など

S: 労働環境の改善、地域社会への貢献 など

G: 企業統治の強化、リスク管理体制の整備 など

2 企業調査に精通したアナリストが企業のESGへの取組みを評価（ESG評価）し、企業価値向上が期待される銘柄を選定します。

■ ポートフォリオの構築はファンドマネージャーが計量モデル等に基づいて行います。

※運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を活用することがあります。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドは、委託会社が定義する「ESG投信」に該当します。

委託会社は、「投資判断におけるサステナビリティ要素の考慮の手法」と「運用戦略におけるサステナビリティ要素の重要度」を基に、サステナブルプロダクトを認定し、このうち、「ポジティブスクリーニング」、「ESGテーマ型」および「インパクト」に分類したファンドを「ESGプロダクト（ESG投信）」と定義しています。

ファンドの運用戦略は、優れたESG要素を備える企業等に投資する特定の定量的なスクリーニング基準を組み込んでいる「ポジティブスクリーニング」に分類されると委託会社が認定しており、「ESG投信」に該当します。

委託会社におけるESG投信の定義および該当ファンドは、ESG投信の規制動向、ESGに関する国内外の情勢、委託会社の認定基準の見直し等により、今後、変更となる場合があります。

委託会社のサステナブルプロダクト認定基準およびモニタリング状況については、以下をご覧ください。

＜サステナブルプロダクト認定基準＞

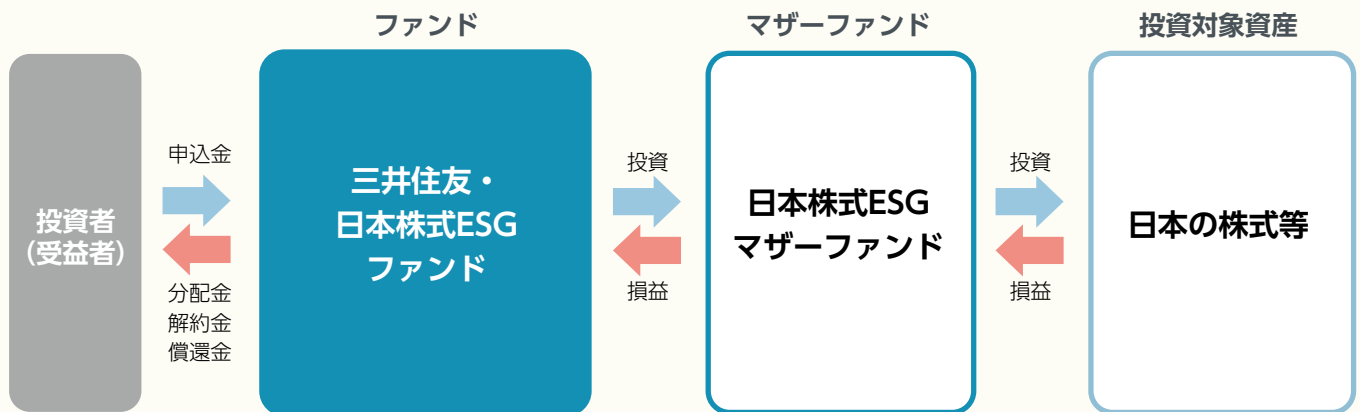
https://www.smd-am.co.jp/corporate/responsible_investment/esg/integration/table/

＜モニタリング状況＞

https://www.smd-am.co.jp/corporate/responsible_investment/esg/integration/table/pdf/esg_product_monitor.pdf

ファンドのしくみ

■ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。



ESG投資とは

- ESGは**E**nvironment (環境)、**S**ocial (社会)、**G**overnance (ガバナンス) の頭文字からなる、環境、社会、ガバナンスの総称です。
- ESG投資とは、投資判断の際に、企業のESGへの取組みを考慮する投資手法です。ESG投資が拡大すると、企業にESG課題解決に向けた取組みを間接的に促し、持続可能な社会の実現を後押しすることにつながると考えられます。

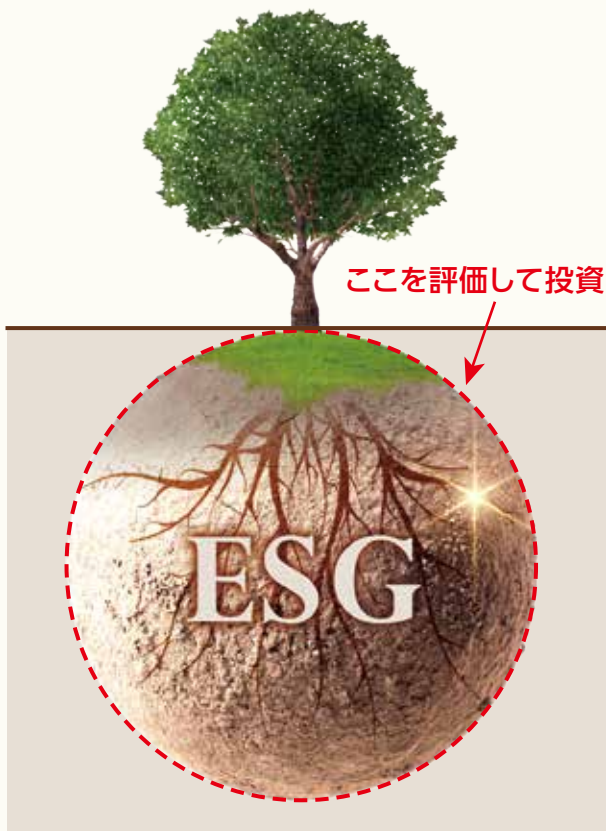
[企業のESGへの取組み例]

Environment (環境)	Social (社会)	Governance (ガバナンス)
▶ 温室効果ガスの排出削減 ▶ 水資源の効率的な利用 ▶ 環境関連製品・サービスの開発、収益化 など	▶ 労働環境の改善 ▶ 地域社会への貢献 ▶ 社会的課題に対応する製品・サービスの開発、収益化 など	▶ 企業統治の強化 ▶ リスク管理体制の整備 ▶ 業務目標達成のための適切な指標の設定 など

(注) 上記は一般的なESGへの取組み例であり、すべてを網羅したものではありません。

ESG投資と投資リターン

[企業を木に例えた場合のイメージ]



- 近年、ESG投資が、世界の投資家の間で広がっています。ESGを分析・評価することで、売上げや利益といった財務の数字にまだ表れていない企業価値を推し測ることができ、投資リターンにつながると認識されているためです。
- 企業を木に例えると、売上げや利益は地上の「幹・枝・葉」、ESGは地上の幹・枝・葉を支える地下の「根」にあたります。根がしっかりしている木が大きく育つように、ESGへの取組みが優れている企業は長期的な成長期待が高いと考えられます。
- ESG投資は、持続可能な社会の実現への貢献と投資リターンの両立を目指す投資手法といえます。

(注) 画像はイメージです。

当ファンドのコンセプト

▶ 独自のESG評価を活用

- 委託会社独自のESG評価を活用します。
- ESG評価は、公開情報であり現在の評価を表す「基礎評価」と、将来の変化を織り込んだ「アナリスト評価」で構成されます。「基礎評価」と「アナリスト評価」の各項目ごとの評価を偏差値化し、それぞれスコアを算出します。

[基礎評価とアナリスト評価の概要]

基礎評価

- 公開情報をベースとした現時点でのESG評価です。複数の客観性のある第三者情報を活用します。
- 企業の情報開示姿勢が良いほど高い評価となり、企業価値の変動リスクは低く、安定する傾向があります。
- 公開情報に基づくESG評価は概ね株価に織り込まれていると考えられます。

アナリスト評価

- 委託会社アナリストが企業との継続的対話で得た情報をベースとした、ESG評価からみた企業価値の将来性評価です。
- 将来変化の可能性項目を含むアナリスト評価が高いほど、中長期的な企業価値向上に結び付く可能性があります。
- 独自の将来性予測を含む評価であるため、投資リターンの源泉になると考えられます。

▶ ESG評価の改善が期待される銘柄に投資

- 当ファンドは、「アナリスト評価スコアと基礎評価スコアの差」がプラスの企業を組入候補とします。
- 「アナリスト評価スコアと基礎評価スコアの差」は、将来のESG評価が改善する期待度を表し、評価差のプラスが大きな企業は、将来の基礎評価改善を通じた企業価値向上がより期待できると考えられます。

[当ファンドの組入候補]

組入候補
企業

=

アナリスト評価
スコア

—

基礎評価
スコア

>

0

- 将来のESG評価が改善する期待度を表す
- プラスが大きければ、企業価値向上の期待度が高い

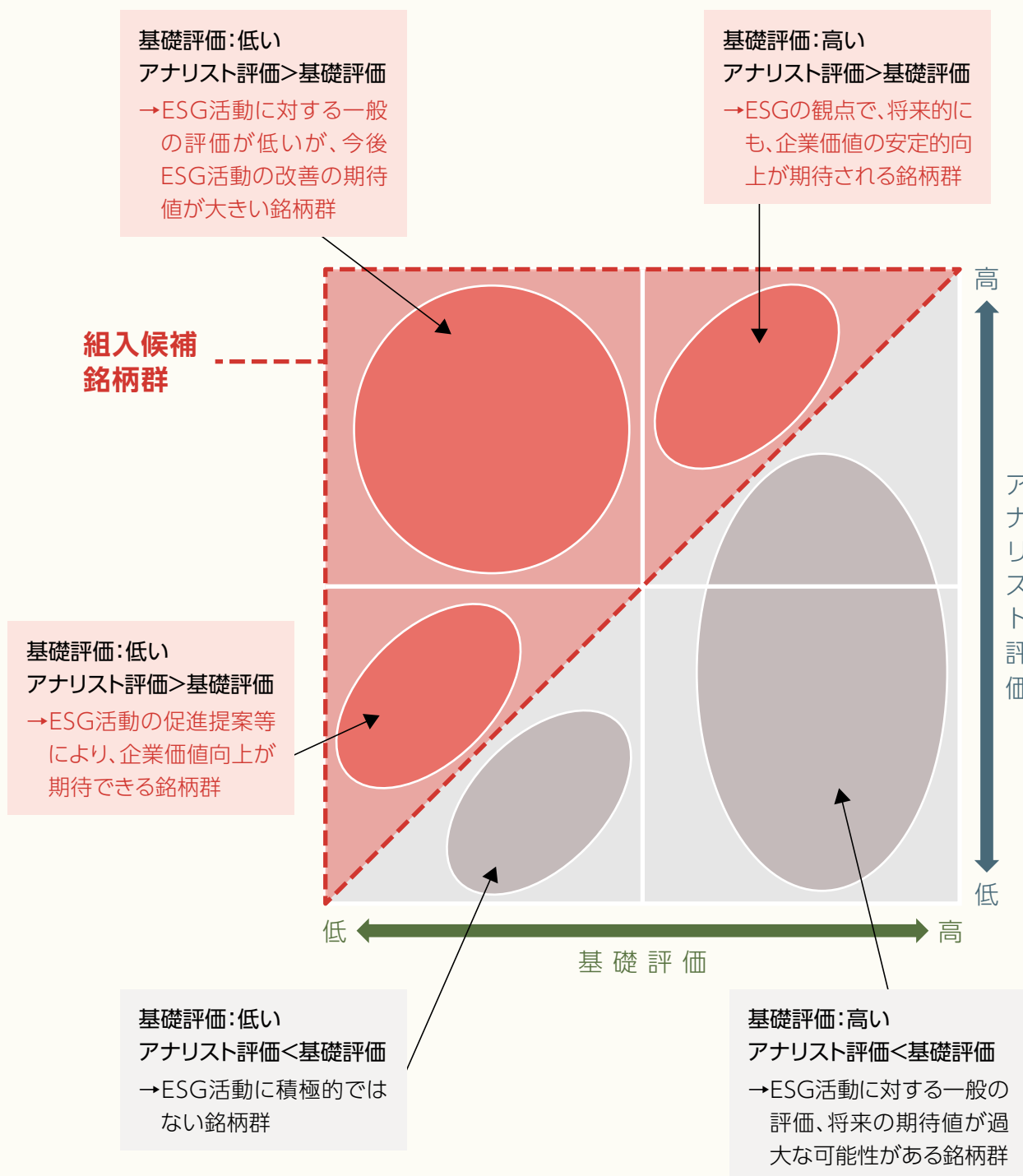
※ファンドは、「アナリスト評価スコアと基礎評価スコアの差」がプラスとなる銘柄 (ESG評価の改善が期待される銘柄) に投資しますので、一般的なESG評価 (基礎評価スコア) が低い銘柄にも投資することがあります。

(注) 上記のESG評価手法は、2026年6月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

当ファンドの組入候補銘柄

- ESG評価が今後改善すると期待される、「アナリスト評価スコア-基礎評価スコア」がプラスとなる銘柄群を組入候補銘柄とします。
 - 基礎評価を横軸、アナリスト評価を縦軸とした場合、下図の三角形の点線枠内が組入候補銘柄群となります。
 - 「アナリスト評価スコア-基礎評価スコア」がプラスとなる銘柄の組入比率は、原則として、マザーファンドの純資産総額の80%以上とします。
- ※資金動向、市況動向等によっては、上記の組入比率の目安を下回る場合があります。

[2つのESG評価軸と組入候補銘柄のイメージ]



(注) 上記はイメージであり、実際とは異なる場合があります。

運用プロセスおよびスチュワードシップ方針

▶ 委託会社のESG評価(ESGスコア算出)の全体像

■ 約450～550社程度の国内企業について、委託会社独自の「ESGスコア」を算出しています。

[ESG評価の特徴]

● 企業の公開情報に基づく基礎評価と、企業との対話に基づくアナリスト評価の2軸によるESG評価

① 基礎評価

複数の外部ESG評価機関等の第三者情報に加え、委託会社ESGアナリストが評価

② アナリスト評価

独自の調査・分析や対話等を通じて得た定性情報から、委託会社企業調査アナリストが評価

[ESG評価プロセス]

基礎評価

- 実績を示す公開情報がベース
- 複数の客観性のある第三者情報を活用
- 情報開示の度合いを測る

アナリスト評価

- 対話等で得た情報がベース
- アナリストによるサステナビリティの洞察
- 将来変化への可能性を織り込む

基礎評価の項目例

E	環境関連データ開示の充実度 気候変動抑制、環境目標の設定 など
S	ダイバーシティ、人権 人的資本に関する取り組み など
G	ESG開示の総合充実度 コンプライアンス体制、取締役会の実効性 など

アナリスト評価の項目例

E	環境関連製品・サービスの収益性 自然資本に関する取り組み など
S	社会的課題対応製品・サービスの収益性 人材、従業員エンゲージメントに関する取り組み など
G	ESG戦略と行動 資本コストを上回る株主利益創造力 など

ESG評価

- 各項目ごとの評価を偏差値化し精緻な点数表を作成
(優れた評価の企業)
- 持続的成長力に優れ、サステナビリティが高い
- 外部環境変化への対応力に優れる
- 課題対応やイノベーション主導など、望ましい変化を起こす可能性が高い

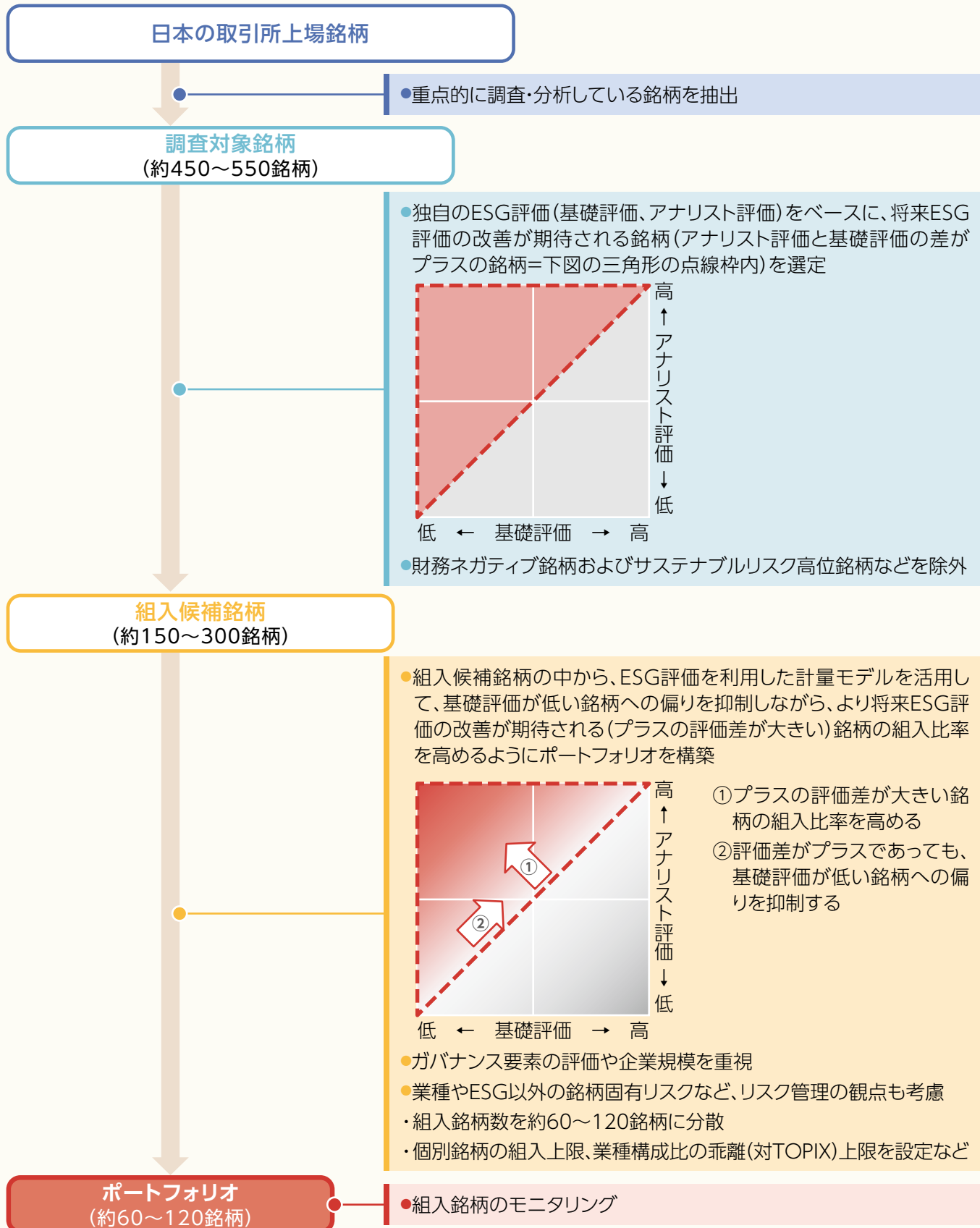
企業との対話・投資判断への活用

(注) 上記のESGスコア算出の対象企業数およびESG評価プロセスは2026年6月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

▶ マザーファンドの運用プロセス

■ 将来変化に着目した委託会社独自のESG評価にフォーカスしながら、計量モデルを用い、企業規模、業種配分等のバランスにも留意して組入銘柄を選定し、投資比率を決定します。

■ マザーファンドの運用は、運用部 クオンツ運用グループが行います。



(注) 上記の運用プロセスは2026年6月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

※運用担当部署の概要については、委託会社のホームページをご覧ください。

<運用担当者に係る事項>https://www.smd-am.co.jp/corporate/investment/pdf/org_structure01.pdf

〔スチュワードシップ方針〕

- サステナブル投資に関連する三井住友DSアセットマネジメントのスチュワードシップ方針の概要は以下の通りです。
- 三井住友DSアセットマネジメントは、「経営理念」、「投資哲学」、「FD・サステナビリティ原則」、「サステナブル投資の基本方針」でサステナビリティ(ESG要素を含む持続可能性)に関する取り組みを明記し、最高品質の運用パフォーマンスの提供とサステナブルな社会の実現への貢献の両立を目指しています。

経営理念

社員一人ひとりによる行動規範(バリュー)の実践を通じて、マクロ経済や技術革新などの経営環境の変化に素早く対応し、すべてのステークホルダーの**Quality of Life(QOL)の向上**に貢献してまいります。

投資哲学(序文)

資産運用のプロフェッショナル集団として、市場環境の変化に対応し、新しい運用技術を取り入れ、**サステナビリティを考慮して**、中長期的に安定的な収益を目指す最高品質の運用パフォーマンスを提供します。

FD・サステナビリティ原則

- 原則1 私たちは、お客さまの最善の利益のために責任ある機関投資家として運用責任を全うします。
- 原則2 私たちは、資産運用ビジネスを通じて**持続可能な社会の実現**に取り組みます。
- 原則3 私たちは、社会の一員として**豊かな社会と地球環境を次世代に継承**するための活動に取り組みます。
- 原則4 私たちは、お客さま、社会、そして社員自身のQOLに貢献する人財を育成します。

サステナブル投資の基本方針

- 運用プロダクトごとの投資哲学や投資ホライズン等に応じて、ESGを含む非財務情報についての分析・評価を運用プロセスに組み込み、投資判断に際して考慮します。企業活動が環境および社会に及ぼす主要な悪影響についても同様に分析・評価の対象とします。
- 投資先企業等との対話で当社の視点を伝え、中長期的な価値向上もしくは毀損回避のために解決すべきサステナビリティ・ESG課題を論点として共有したうえで、より適切な行動を促すことにより、投資先企業等の価値への貢献を目指します。
- 議決権行使において、投資先企業等とのサステナビリティ・ESG関連事項の対話内容を考慮します。
- 国連責任投資原則(PRI)等のサステナビリティ・ESG関連のイニシアティブ等への署名もしくは参加を通して、サステナブル投資全般の実効性向上に取り組むとともに、必要に応じて他の機関投資家等との協働エンゲージメントを行います。
- サステナブル投資に係る国内外の法規制、競合他社やESG関連商品に対するお客さま・最終受益者の皆さまのニーズの動向等に関する情報収集を行い、運用プロダクトへのESGインテグレーションを推進するとともに、投資家保護の視点から適切な情報開示に努めます。

※委託会社のスチュワードシップ方針の詳細は、委託会社のホームページ(https://www.smd-am.co.jp/corporate/responsible_investment/)をご覧ください。

※スチュワードシップ方針は、今後変更される場合があります。

主な投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。

分配方針

- 年1回(原則として毎年11月30日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配金額を決定します。
- 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。
(基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。)

分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
- 当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。



価格変動リスク

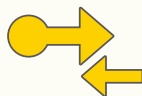
株式市場リスク…株価の下落は、基準価額の下落要因です

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。



信用リスク…債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です

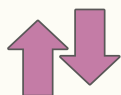
ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。



流動性リスク…市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

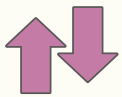
その他の留意点



ファンド固有の留意点

ESG投資に関する留意点

- ファンドは、有価証券の発行体のESG（環境、社会、ガバナンス）への取り組みを評価し、ESG特性が優れた銘柄に投資を行いますので、市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なることがあります。また、発行体による情報開示が不十分な場合、ESG評価基準および評価項目が大きく変化した場合、発行体においてESGに関する重大な懸念が発生した場合等には、ESG評価に著しい影響を及ぼすことがあり、ファンドの組入銘柄が変動することがあります。
- ESG投資は、銘柄選定プロセス等において、ESG評価提供機関等が提供する各種データを利用する場合があります。当該データは、有価証券の発行体による情報開示に依存していることが多く、データの即時性、完全性、比較可能性は保証されていません。
また、提供機関ごとにデータ収集方法・評価方法等が異なるため、同一発行体に対するESG評価が大きく異なる場合があります。



投資信託に関する留意点

- 当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。
- ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

リスクの管理体制



- 委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。
- リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。
また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。
さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。
- コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

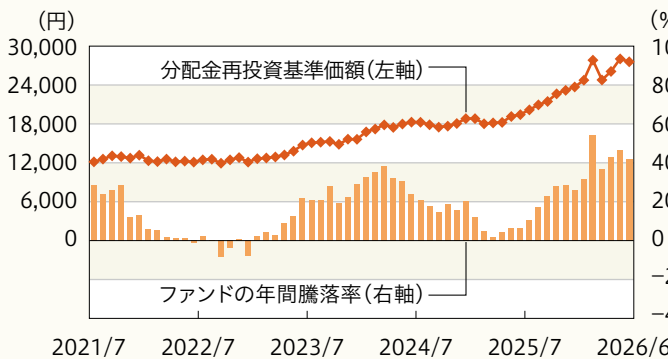
(参考情報) 投資リスクの定量的比較

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

年間騰落率：
2021年7月～2026年6月

分配金再投資基準価額：
2021年7月～2026年6月

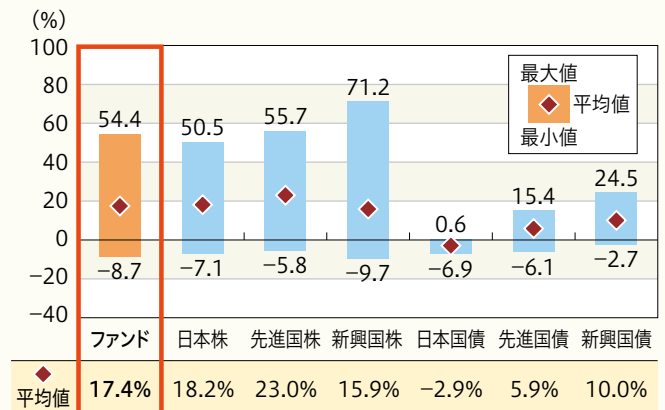


ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

ファンド：
2021年7月～2026年6月

他の資産クラス：
2021年7月～2026年6月



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	配当込みTOPIX(TOPIX(東証株価指数、配当込み)) 日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。同指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。同指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。NOMURA-BPIに関する一切の知的財産権その他の一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。また、同社は、ファンドの運用成果に対して一切の責任を負うものではありません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。同指数に関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。同社は、当ファンドのスポンサーではなく、当ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、同社は、当該データの正確性および完全性を保証せず、データの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。同指数に関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利はJ.P. Morganに帰属します。

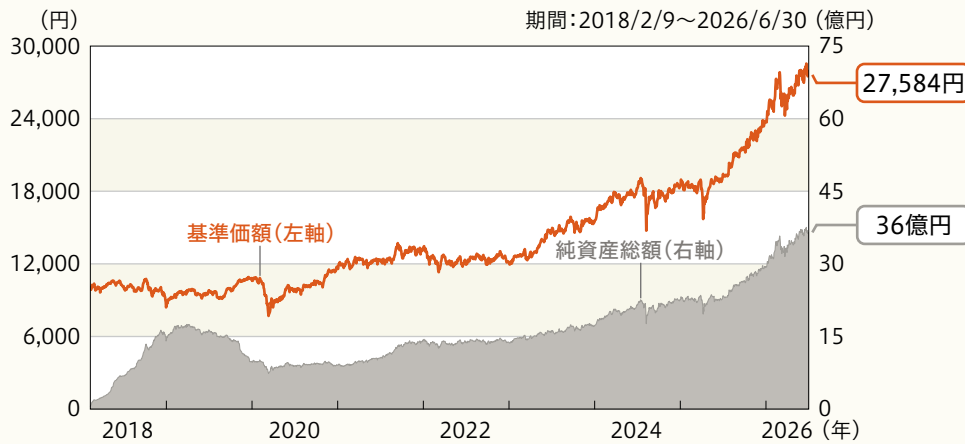
※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

※上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

基準日:2026年6月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

分配の推移

決算期	分配金
2025年12月	0円
2024年12月	0円
2023年11月	0円
2022年11月	0円
2021年11月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

主要な資産の状況

■三井住友・日本株式ESGファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	100.09
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		△0.09
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	日本株式ESGマザーファンド	100.09

■日本株式ESGマザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	日本	94.82
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		5.18
合計(純資産総額)		100.00

※株価指数先物取引の買建て 4.77%

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	4.86
日本	株式	三井化学	化学	3.85
日本	株式	ディスコ	機械	3.84
日本	株式	TDK	電気機器	3.83
日本	株式	ミネベアミツミ	電気機器	3.55
日本	株式	りそなホールディングス	銀行業	3.48
日本	株式	アシックス	その他製品	3.39
日本	株式	三井物産	卸売業	3.12
日本	株式	三菱商事	卸売業	3.09
日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	2.89

※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。
※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

■日本株式ESGマザーファンドのESG投資の状況

- マザーファンドは、「アナリスト評価スコアと基礎評価スコアの差」がプラスとなる銘柄 (ESG評価の改善が期待される銘柄) に投資します。

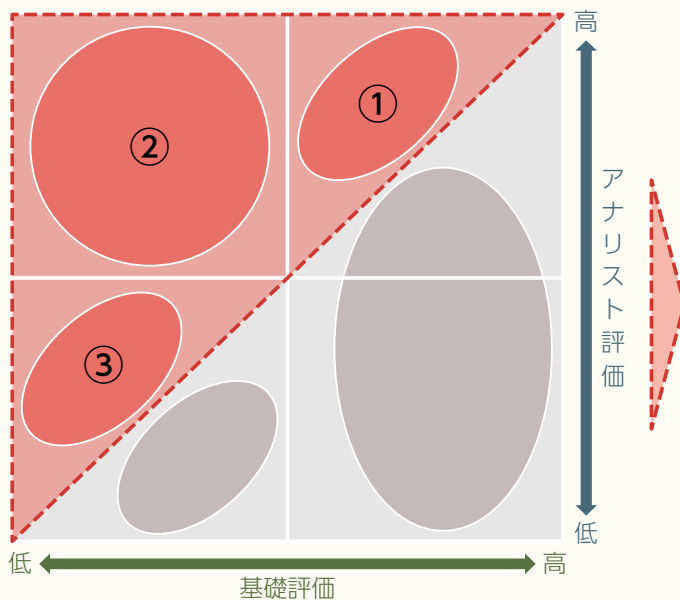
<株式ポートフォリオのESGスコア>

ESG評価の種類	ESG評価スコア
アナリスト評価スコア	59.97
基礎評価スコア	51.22
評価差	8.76

※アナリスト評価スコアおよび基礎評価スコアは、各銘柄のESG評価スコア(偏差値)を各銘柄の保有比率(マザーファンドの株式評価額に対する時価の比率)で加重平均して算出しています。

※評価差は、各銘柄のESG評価スコアの差を各銘柄の保有比率で加重平均して算出しています。

<ESG評価軸のイメージ>



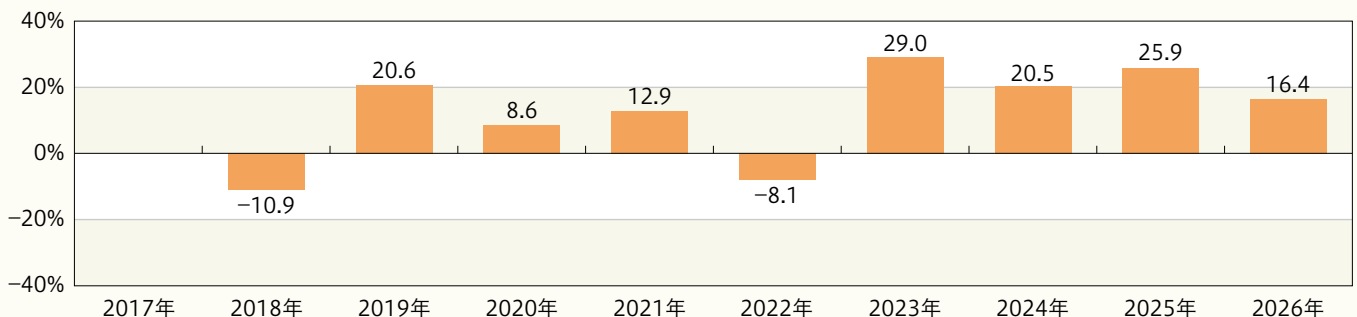
※ESG評価軸の詳細は、前掲[2つのESG評価軸と組入候補銘柄のイメージ]をご参照ください。

<ESG評価軸上の位置別の組入比率>

ESG評価軸 (左図を参照)	比率 (%)
①ESGの観点で、企業価値の安定的向上が期待される銘柄群	53.8
②今後、ESG活動の改善の期待値が大きい銘柄群	16.8
③ESG活動の促進提案等により、企業価値向上が期待できる銘柄群	15.3
①～③の合計	85.9
組入銘柄の合計	94.8

※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。

※ファンドが設定された年の収益率は、設定日から年末までの騰落率です。

※2026年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。

※ファンドにはベンチマークはありません。

お申込みメモ



購入時

購 入 単 位	お申込みの販売会社にお問い合わせください。
購 入 価 額	購入申込受付日の基準価額
購 入 代 金	販売会社の定める期日までにお支払いください。

換金時

換 金 単 位	お申込みの販売会社にお問い合わせください。
換 金 価 額	換金申込受付日の基準価額
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

申込関連

申 込 締 切 時 間	原則として、購入・換金の申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。
購 入 の 申 込 期 間	2026年8月28日から2027年2月25日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付 の中止及び取消し	取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込みの受付中止や既に受け付けた購入・換金申込みの取消しをする場合があります。

決算日・収益分配

決 算 日	毎年11月30日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年1回決算を行い、分配方針に基づき分配金額を決定します。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。) 分配金受取りコース:原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。 分配金自動再投資コース:原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。 ※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

お申込みメモ

その他

信 託 期 間	無期限(2018年2月9日設定)
繰 上 償 還	以下の場合には、繰上償還をすることがあります。 ●繰上償還をすることが受益者のため有利であると認めるとき ●残存口数が10億口を下回ることとなったとき ●その他やむを得ない事情が発生したとき
信託金の限度額	3,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(https://www.smd-am.co.jp)に掲載します。
運 用 報 告 書	決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。
基 準 価 額 の 法 照 会 方 法	ファンドの基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけます。また、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、「日本株ESG」として掲載されます。
課 税 関 係	●課税上は株式投資信託として取り扱われます。 ●公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 ●当ファンドは、NISAの対象ではありません。 ●配当控除の適用が可能です。益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は、2026年6月末現在のものです。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

ファンドの費用・税金



■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時・換金時

購入時手数料	購入価額に 3.3% (税抜き3.0%) を上限 として、販売会社毎に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 購入時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

保有時

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に年1.188%(税抜き1.08%)の率を乗じた額とします。運用管理費用(信託報酬)は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。 <運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜き)> <table><tr><th>支払先</th><th>料率</th><th>役務の内容</th></tr><tr><td>委託会社</td><td>年0.55%</td><td>ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価</td></tr><tr><td>販売会社</td><td>年0.50%</td><td>交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>年0.03%</td><td>ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td></tr></table> ※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。	支払先	料率	役務の内容	委託会社	年0.55%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価	販売会社	年0.50%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	受託会社	年0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
支払先	料率	役務の内容											
委託会社	年0.55%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価											
販売会社	年0.50%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価											
受託会社	年0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価											
その他の費用・手数料	以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。 ● 監査法人等に支払われるファンドの監査費用 ● 有価証券の売買時に発生する売買委託手数料 ● 資産を外国で保管する場合の費用 等 ※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。												

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの費用・税金

■税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時

所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
----------	-------------------------------

換金(解約)時及び償還時

所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%
----------	--

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※上記は、2026年6月末現在のものです。

(参考情報) 総経費率

直近の運用報告書の対象期間(2024年12月3日～2025年12月1日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.19%	1.19%	0.00%

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。)です。

※当ファンドが上場投資信託(ETF)および上場不動産投資信託(REIT)に投資している場合、当該ETFおよびREITの管理費用等は含まれていません。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

運用報告書は、委託会社のホームページ(<https://www.smd-am.co.jp/fund/unpo/>)から検索いただけます。